

議員派遣結果報告書

1	名 称	令和6年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕 「自治体予算を考える」
2	場 所	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所 (JIAM)
3	期 間	令和6年8月8日(木)から9日(金)までの2日間
4	内容・成果	<p>令和6年8月8日(木) 講師：武庫川女子大学大経営学部 教授 金崎 健太郎 講義 13:00~14:00「自治体予算の原則」</p> <p>予算の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ●予算とは 一般会計年度(4月1日~翌年3月31日)の歳入と歳出の見積り(法208①、210) 会計年度は独立 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当。 総計予算主義 収入のすべてを歳入予算に計上、歳出のすべてを歳出予算に計上。 ◆歳入予算 収入の見積り ◆歳出予算 見積りであると同時に、歳出の限度と内容を制限する拘束力を持つ。 <p>予算の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自治体の行政がどのように行われるかを具体的に表現した一覧表 ②住民を代表して議会が首長をコントロールする手段。(議決により首長に執行権を賦与) ③予算を通じて首長が行政執行をコントロール ④住民に情報提供、納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されているかを判断する基礎 <p>予算のルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆会計年度独立の原則 各会計年度の歳出は、その年度の歳入を充当 ◆統計予算主義の原則 収入のすべてを歳入予算に計上 歳出のすべてを歳出予算に計上

◆予算単一主義の原則 予算はシンプルに（単一の予算書、年1回の編成）

◆予算統一の原則 予算は統一的につくって執行（形式面、手続き面で一貫した秩序）

◆予算事前決議の原則 予算は、会計年度が始まる前に議会で議決

◆予算公開の原則 予算は、住民にオープンに
予算編成から成立・執行まで

●予算（当初予算）は、約半年かけて、自治体の全組織を挙げてつくられる。予算の調製権は首長、議会に提案、議会で審議。可決されると予算が成立。

首長に予算の執行権が賦与。事業が実施可能
議会における予算審議

・新たな款項を追加、継続費・債務負担行為等に新たな事実を追加する修正は、発案権の侵害となる。

・議会は、長の予算の発案権を侵さない限りにおいて増額決議ができる。（法 97②）

増額とは：予算全体を増額、全体は変えずに各款項を増額

予算の再議

・法令により負担する経費や義務費の削減・減額の議決の場合、首長は再議に付さなければならない。

・そのほか、予算に関する議決に首長が異議がある場合、再議に付することができる。

・再議に付された議決は、当該議決のときにさかのぼって効果を有しないこととなる。

・非常災害対策または感染症予防費の削減減額議決は、首長は理由を示して再議の義務。議会がなお削減・減額したときは、首長は不信任の議決とみなすことができる。（法 177）その場合議会の解散または首長の失職。（法 178）

・自治体財政健全化法案第 17 条、財政再生計画に係る再議
予算を伴う条例案と予算の関係（法 222）

・財政負担を伴う条例案その他議会の議決案件は首長に対して議会提案の制限がある。

・長は「必要な予算上の措置が適格に講ぜられる見込みが得られるまでの間」は議会に提出できない。

専決処分

・専決処分の趣旨を逸脱する目的での行使は違法。

講義 14：15～16：30「予算のチェックポイント」

歳入歳出予算

- ・歳入：性質によって款に大別、各款中は項に区分
分類は全国一律。款、項＝議決科目 目、節＝執行科目
- ・歳出：目的別に款に、各款中は項に区分 項の内訳は目的別に目、性質別に節に区分
分類は全国一律。款、項＝議決科目 目、節＝執行科目

予算（その他）

- ・継続費：数年度にわたって実施する事業について、複数年度で支出できるようにした経費。款、項別に事業名、総額、年割額を計上（法 212）。執行残が出れば、逡次繰り越しして執行可。
- ・繰越明許費：年度内に支出を終わらない見込みのある事業について、翌年度に繰り越して支出することをあらかじめ定めた経費。当該経費への充当財源をつけて繰り越すことが必要（法 213、施行令 146①）
- ・債務負担行為：翌年度以降に支出を義務付けられているもので、歳出予算、継続費、繰越明許費以外のもの。（法 214）
- ・歳出予算の各項間の流用：歳出予算の各款の中で、項間での流用を認めるというもの。職員給与等について過不足が生じた場合への対処として定められている。（法 220②）
- ・予備費：予算外の支出、予算超過の支出に充てるために計上義務づけられている。議会が否決した用途には充当不可。（法 217）

予算案のチェックポイント

- 1 予算全体への視点
 - ①予算規模（全体の俯瞰図を得る）
 - ②財源不足の発生の有無、その処理
 - ③一般財源の確保の状況
- 2 健全な財政運営の視点
 - ①将来の財政負担の見通しと抑制
 - ②義務的経費の状況
 - ③基金の積立・取崩しの状況
 - ④行財政改革の推進
- 3 予算に取り込まれら政策・事業への視点

歳入のチェックポイント

- ・歳入に関する基本原則
翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れ
【予算編成段階】 あらゆる資料に基づく正確な財源の捕捉
経済の現実に即応した収入の算定
【予算執行段階】 適実且つ厳正な収入の確保

・ 自主財源と一般財源

自主財源：自治体が自主的に収入しうる財源 ⇔ 依存財源

一般財源：使途が特定されずどのような経費にも使用できる財源 ⇔ 特定財源

地方税：市町村税収の基幹税目は「固定資産税」と「市町村民税」

法人関係税は都市部への偏在のほか、景気による税収変動が大きい。

市町村歳入の約 4 割が市町村税、しかし約 2/3 の市町村はそれを下回る。

地方交付税：自治体間の財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスを提供し得る財源を保障。

標準的な財政需要を上回る自治体には交付されない（不交付団体）

地方交付税の仕組み

◆地方交付税の財源は、国税の一定割合＝地方固有の財源

◆国税のかたちで国が代わって徴収。合理的基準で自治体に再配分

◆地方交付税の種類：普通交付税（94%）、特別交付税（6%）

・ 地方交付税の交付期間 普通交付税 4 月、6 月、9 月、11 月
特別交付税 12 月、3 月

（毎年 7 月頃に年間交付額決定）

・ 地方交付税の財源

所得税 × 33.1%

法人税 × 33.1%

消費税 × 19.5% 地方消費税（1.7%）は除く

酒 税 × 50.0%

地方法人税 × 100%

地方交付税の算定方法

$$\boxed{\text{基準財政需要額}} - \boxed{\text{基準財政収入額}} = \boxed{\text{普通交付税額}}$$

臨時財政対策債について

・ 地方交付税の機能：どの自治体でも一定のサービスを提供できるように財源を保障。

・ 国税 5 税の一定割合（法定率分）では、実際は必要額が不足。

・ 不足分について国負担分は特例加算、地方負担分は臨時財政対策債を発行。

課税自主権

超過課税：標準税率と異なる税率を条例によって定めることができる。

法定外税：条例によって法律に定めがない税を創設できる。
総務大臣の同意が必要。

地方債

- ・地方公共団体が1会計年度を超えて行う借り入れ。⇔一時借入金
- ・自治体の経費は地方債以外の収入で賄うのが原則。（発行対象経費の制限）
- ・発行対象経費：建設事業の経費、災害対応の事務経費、地方債の借換、地方公営企業の経費、出資金・貸付金、法律による特例で発行できる経費（臨時財政対策債、過疎対策事業債、退職手当債）

その他の収入

- ・分担金及び負担金・使用料及び手数料：単価の適正化、自動販売機設置の目的外使用料、広告収入の確保他
- ・財産収入：未利用の財産の積極的な活用、売却可能な財産の売却、基金の効率的な運用他
- ・寄付金：ふるさと納税のPR・利便性向上他

歳出に関する基本原則

- ①住民のニーズの反映、地域課題への対応
- ②事業の必要性・緊急性、費用対効果
- ③行政改革の視点
- ④次年度以降の展開への考慮
- ⑤合理的な経費の見積り など

・事務処理

住民福祉の充実を図る（法2⑭）

最少の経費で最大の効果をあげる（法2⑭）

常に組織・運営の合理化に努める、規模の適正化を図る（法2⑮）

・歳出

翌年度以降も健全な財政運営ができることを視野に入れ

【予算編成段階】 法令に従い、合理的な基準による経費の算定

【予算執行段階】 目的に照らして必要かつ最少の限度を越えない経費の支出

歳出のチェックポイント

◆義務的経費（人件費）

- ・ラスパイレス指数：一つの自治体の給与水準（月額給与）を国家公務員と比較した指数
- ・学歴・経験年数の差による影響を補正

◆繰出金：後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、国民

健康保険事業会計、公営企業会計などへ

・地方公営企業は独立採算が原則 ただし繰出基準による負担区分ルールあり

令和6年度西宮市当初予算案をチェック

実際の自治体の当初予算書案を歳入歳出のチェックポイントに沿ってチェック

演習 16:45~17:30「意見交換会」

事前に提出したテーマに対して、5~6人のグループに分かれ意見交換会を行う。

茨城県日立市	人口 16万人	埼玉県白岡市	52千人
岐阜県富加町	6千人	徳島県阿波市	32千人
熊本県御船町	17千人		

令和6年8月9日(金)

講義 9:25~10:35「財政の現状把握① 財政診断」

実質収支 歳入と歳出の収支は合っているか

- ・形式収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額
- ・実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰越財源
- ☆黒字か赤字かを判断する際の中心

実質収支比率 歳入と歳出のバランスの程度をみる

- ・実質収支比率 = (実質収支額 / 標準財政規模) × 100
- ☆目安として3~5%程度が望ましいとされている

単年度収支、実質単年度収支

- ・単年度収支 = 実質収支 - 前年度の実質収支
- ☆実質収支を前年度と比較
- 増 ⇒ その年度では現金が余った
- 減 ⇒ その年度では現金が不足した
- ・実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額
- ☆実質単年度収支の赤字が継続すると次第に財政が危険水域へ

財政力指数 財政面での豊かさの程度は

- ・財政力指数 = 基準財政収入額 / 基準財政需要額
- (過去3年間の平均値)
- ☆財政力指数が高いことは保留財源が大きく財政に余裕があるということ
- ☆基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 普通交付税額

経常収支比率

・経常収支比率 = (経常経費充当一般財源 ÷ 経常一般財源) × 100

実質赤字比率 一般会計等の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

・一般会計・特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額 / 標準財政規模

☆早期健全化基準 市町村の財政規模に応じて 11.25% ~ 15%

連結実質赤字比率 公営企業を含む全会計の赤字の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの

・連結実質赤字額 (一般会計等の実質的な赤字額) + 公営企業特別会計の実質的な資金不足額 / 標準財政規模

☆早期健全化基準 市町村の財政規模に応じて 16.25% ~ 20%

実質公債費率 実質的な借金返済額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの (3か年の平均)

・(地方債の元利償還金 (A) + 準元利償還金 (B) - (特別財源 + (A)・(B) に係る基準財政需要額の増分) / 標準財政規模 (その団体の標準的な一般財源) - (A)・(B) に係る基準財政需要額の増分

☆準元利償還金 (B) は公営企業の借金返済のうち一般会計等の負担分、一部事務組合の借金の返済のうち当該自治体負担分、満期一括償還の地方債の年割額、債務負担行為に基づく支出中の準公債費・利子補給金、一借利子

☆早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

※夕張市 70.0%

将来負担比率 一般会計等の借入金や、第3セクター等まで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさを、その団体の財政規模に対する割合で表したもの (将来の財政圧迫の可能性を表す)

・将来負担額 (※) - 基準財政需要額算入見込額 / 標準財政規模 (その団体の標準的な一般財源) - 基準財政需要額算入見込額

☆早期健全化基準 都道府県・政令市 400%
市町村 350%

※将来負担額

①普通会計の地方債現在高

②債務負担行為に基づく支出予定額

③事業会計の地方債元利償還金への普通会計の負担見込額

④一部事務組合等の地方債元利償還金への負担見込額

- ⑤職員の退職手当への普通会計負担見込額
- ⑥第三セクター等の負債に係る負担見込額
- ⑦連結実施赤字額
- ⑧一部事務組合等の連結実施赤字額のうち普通会計負担見込額

講義 10:50~12:00「財政の現状把握② 地方公会計の活用」

地方公共団体と民間企業との会計の違い

- ・地方公共団体の会計処理は、現金の収支に着目した現金主義会計、一方、民間企業の会計処理は、経済事象の発生に着目した発生主義会計処理である。現金主義会計は、現金支出を伴わないコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の把握ができない。そこで、地方公共団体の会計に現金主義会計に加えて発生主義会計を採り入れることで、コスト情報が見える化できる。
- ・地方公共団体は経済取引の記帳を現金の収入・支出として一面的に行う単式簿記である。一方、民間企業は経済取引の記帳を借方と貸方に分けて二面的に行う複式簿記である。そこで、地方公共団体の会計に単式簿記に加えて、複式簿記を採り入れることで、資産等のストック情報が見える化となる。

地方公共団体における財務諸表の作成

- ・現金主義会計・単式簿記では見えにくいフローとストックの情報を明らかにすることで、財政の透明性を向上。
- ・平成18年から地方公共団体に連結ベースでの財務書類4表の整備が、さらに、平成28年度決算からは「統一的な基準」による財務書類が求められている。（平成31年まで）

☆財務書類4表

- ①貸借対照表
- ②行政コスト計算書
- ③純資産変動計算書
- ④資金収支計算書

地方公会計と公共施設の適正管理の連携について

- ・地方公会計と公共施設の適正管理をリンクさせることによって公共施設等のマネジメントをより効果的に推進することが可能となる。

演習 13:00~13:40「意見交換会」

予算審議について、予算決算常任委員会（特別委員会）を設置しているのは、2議会で、その他の議会は、各常任委員会で

行われていた。因みに、決算審議については4議会が常任委員会（特別委員会）を設置して行われていた。

議員間討議については、他の議会では行われておらず、本町は先進的な取り組みを実践している議会であると実感した。

成果

今回、「自治体予算を考える」という研修を受講したが、どの用語も一度は見たことのある用語であるが、自分で調べた時よりも、実際に研修を受けた方がより一層理解が深まった。

そして、自治体予算の原則、歳入・歳出予算の基礎とチェックポイント、財政の現状把握について、詳しく学ぶことができた。

今後は、受講した内容を更に学習し、本町の財政運営を理解しながら的確な予算審議ができるようにしたい。

提出期限 令和6年8月23日（金）まで